

第7章 計画の評価と推進体制

1 計画実現のための体制づくり

(1) 広報活動の充実

安心できる地域ケアを実現し、介護サービスの利用促進や円滑な提供を実施するためには、被保険者やその家族に介護保険制度の趣旨や内容、利用の方法等が十分に理解されることが大切です。

パンフレット等による広報活動はもちろん、民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者等と連携しながら幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会を通じて介護保険制度及び保健・福祉サービスの周知に努めます。

(2) 庁内体制の整備

安心できる地域ケアの実現にむけて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。さらに、保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携のもとに適切な対応を図ります。

また、持続可能な介護保険制度の適切な運営にむけて、適正な要介護・要支援認定、介護サービスの確保、保険料の徴収等に努めていきます。

(3) 地域の福祉体制の整備

地域住民が安心して生活でき、必要とされる保健・福祉サービスや介護サービスを自由に選択できるようにするためには、市行政当局だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の各種団体、保健・医療・福祉施設やサービス事業者との連携した地域ケア体制の実現が重要となります。

これらの機関との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

この場合においては、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているかなどの介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価するための項目を設定していきます。

(1) 進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に公表し、計画策定と同様に市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進にむけて適切な見直しを行っていきます。

(2) 事業の評価・点検

計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等介護を要する高齢者の人数を適宜、把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど豊かな暮らしを育む視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用をめざします。